

# 「幕別町障がい福祉計画」等の効果的な推進について



## 問

平成18年4月から従来の支援費制度にかわって「障害者自立支援法」が施行されたことにより、市町村では3年ごとに「障がい福祉計画」の策定を義務づけられた。幕別町においても「障がいのある人が、地域の中で安心して生きがいを持って暮らせるま

ちづくり」という「障がい福祉計画」の基本目標を効果的に達成していくために、以下の点について伺う。

①居住系サービス施設が町内にないなど、基盤の整備が急がれる。基盤整備にあたっては、新たな事業所の参入など、今後の基盤整備の見込みについて伺う。

②「第2期計画」策定にあたって実施したアンケート調査によると、サービスの利用状況は15項目のすべてが10%以下という状況である。制度をより浸透させるため、サービスの利用意向の把握や相談支援体制を強化すべきと考えるがどうか。

③障がいのある人や家族に対し、町が積極的に助成制度の拡大をしていくことが重要と考えるが、実施に向けての町の考えを伺う。

④障がいのある人の医療費に対して助成すべきと考えるが、町の考えを伺う。

## 町長

①現在、本町には障がい者を対象とした、地域における居住の場としてのグループホームやケアホーム等の施設がない状況である。

このため、町内外の関係団体や事業者等に積極的な情報発信をするとともに、現在、町内で福祉サービス事業や介護保険事業等を展開している事業者等に対し、障がいを持った方の居住系施設の整備に協力をお願いできないか、協議を進めていきたい。

また、「幕別町自立支援協議会」の中で、関係事業者等へ積極的に参加を呼びかけ、地域の障害者福祉サービスの基盤整備に、協力をお願いしていく。

②サービス利用促進については、本町独自で作成した障害福祉サービスの内容を掲載した冊子「みんなのふくし」を、障害者手帳等の交付時に配布し、制度の周知に努めている。

今後については、広報紙による周知のほか、各障害者団体の総会時などの機会を捉えて周知するなど、サービス利用の拡大に努めていきたい。

また、相談支援体制の強化は、担当職員の資質向上を図るとともに、平成22年度から指定相談支援事業所の「NPO法人幕別町手をつなぐ親の会」が運営している「ひまわりの家」に相談支援事業所としての業務を委託し、障害のある方が気軽に相談や支援を受けることが出来るよう体制を整

備し、相談支援事業の強化を図っていきたい。

③水道料については、料金の改定があった平成20年7月から平成23年3月までの間、身体障害者手帳1、2級の所持者と療育手帳A判定及び精神障害者保健福祉手帳1級、北海道が発行した特定疾患医療受給者証を受けた方等が、使用者の同一世帯にいる場合で、市町村民税が非課税の世帯は、1立方メートルにつき36円の助成を行っている。

また、下水道使用料は、使用料の改定にあわせ、水道料金同様の要件により助成を行っている。

なお、その他の町営有料施設の利用料の助成については、障がいのある方が利用される施設の現状や利用状況等を調査して、今後、検討していきたい。

④障害のある人の医療費に対する町の助成について、自立支援医療は市町村が実施主体となる更生医療と北海道が実施主体となっている精神通院医療とによっていることから、一律に助成措置を実施することは困難な状況にある。

また、自己負担についても原則1割負担となっており、低所得者に対しては、低所得者1の方が上限2500円、低所得者2の方は上限5000円とそれぞれ軽減されていることから、町独自の助成制度については考えていないのでご理解いただきたい。

なお、国に対しては、早期に新たな制度により低所得者の医療費負担の軽減を図るよう、町村会等を通じて要望していきたい。

また、「幕別町自立支援協議会」の中で、関係事業者等へ積極的に参加を呼びかけ、地域の障害者福祉サービスの基盤整備に、協力をお願いしていく。

②サービス利用促進については、本町独自で作成した障害福祉サービスの内容を掲載した冊子「みんなのふくし」を、障害者手帳等の交付時に配布し、制度の周知に努めている。

今後については、広報紙による周知のほか、各障害者団体の総会時などの機会を捉えて周知するなど、サービス利用の拡大に努めていきたい。

また、相談支援体制の強化は、担当職員の資質向上を図るとともに、平成22年度から指定相談支援事業所の「NPO法人幕別町手をつなぐ親の会」が運営している「ひまわりの家」に相談支援事業所としての業務を委託し、障害のある方が気軽に相談や支援を受けることが出来るよう体制を整

備し、相談支援事業の強化を図っていきたい。

③水道料については、料金の改定があった平成20年7月から平成23年3月までの間、身体障害者手帳1、2級の所持者と療育手帳A判定及び精神障害者保健福祉手帳1級、北海道が発行した特定疾患医療受給者証を受けた方等が、使用者の同一世帯にいる場合で、市町村民税が非課税の世帯は、1立方メートルにつき36円の助成を行っている。

また、下水道使用料は、使用料の改定にあわせ、水道料金同様の要件により助成を行っている。

なお、その他の町営有料施設の利用料の助成については、障がいのある方が利用される施設の現状や利用状況等を調査して、今後、検討していきたい。

④障害のある人の医療費に対する町の助成について、自立支援医療は市町村が実施主体となる更生医療と北海道が実施主体となっている精神通院医療とによっていることから、一律に助成措置を実施することは困難な状況にある。

また、自己負担についても原則1割負担となっており、低所得者に対しては、低所得者1の方が上限2500円、低所得者2の方は上限5000円とそれぞれ軽減されていることから、町独自の助成制度については考えていないのでご理解いただきたい。

なお、国に対しては、早期に新たな制度により低所得者の医療費負担の軽減を図るよう、町村会等を通じて要望していきたい。



ひまわりの家